

第三長上苑入所 利用者負担額（1割負担 概算）

	介護保険			居住費 820円/日	食費 390円/日	おやつ 60円/日	日用品費 200円/日	月額合計	1日あたり 日額合計
	基本	加算	計						
要介護1	19,651	4,901	24,552	24,600	11,700	1,800	6,000	68,652	2,288
要介護2	21,720	5,128	26,848	24,600	11,700	1,800	6,000	70,948	2,365
要介護3	23,941	5,372	29,313	24,600	11,700	1,800	6,000	73,413	2,447
要介護4	26,070	5,607	31,677	24,600	11,700	1,800	6,000	75,777	2,526
要介護5	28,139	5,833	33,972	24,600	11,700	1,800	6,000	78,072	2,602

加算項目：精神科医師、看護体制、栄養マネジメント

日常生活継続支援／サービス提供体制強化 ※ 表示金額は日常生活継続支援加算時

口腔機能維持管理体制、口腔機能維持管理、褥瘡マネジメント

処遇改善(8.3%)、特定処遇改善(2.7%)

○特定入所者介護サービス費による軽減

市民税非課税世帯で、利用者負担の階層が、負担第1段階～第3段階と認定された方は低額利用料が適用されます。 ※ 詳しくは各区長寿保健課へお問い合わせ下さい。

○社会福祉法人軽減制度による軽減

市民税非課税世帯で、次の要件の全てを満たす方で浜松市が生計困難な者と認定された方は利用料金が25%減額されます。

- (ア) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員1人増える毎に50万円を加算した額以下であること
- (イ) 預貯金等が単身世帯で350万円、世帯員が1人増える毎に100万円を加算した額以下であること
- (ウ) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- (エ) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (オ) 介護保険料を滞納していないこと

※ 詳しくは各区長寿保健課へお問い合わせ下さい。

第三長上苑入所 利用者負担額（1割負担 概算）

	介護保険			居住費 1310円/日	食費 650円/日	おやつ 60円/日	日用品費 200円/日	月額合計	1日あたり 日額合計
	基本	加算	計						
要介護1	19,651	4,901	24,552	39,300	19,500	1,800	6,000	91,152	3,038
要介護2	21,720	5,128	26,848	39,300	19,500	1,800	6,000	93,448	3,115
要介護3	23,941	5,372	29,313	39,300	19,500	1,800	6,000	95,913	3,197
要介護4	26,070	5,607	31,677	39,300	19,500	1,800	6,000	98,277	3,276
要介護5	28,139	5,833	33,972	39,300	19,500	1,800	6,000	100,572	3,352

加算項目：精神科医師、看護体制、栄養マネジメント

日常生活継続支援／サービス提供体制強化 ※ 表示金額は日常生活継続支援加算時

口腔機能維持管理体制、口腔機能維持管理、褥瘡マネジメント

処遇改善(8.3%)、特定処遇改善(2.7%)

※以下の利用料負担軽減措置があります。

○特定入所者介護サービス費による軽減

市民税非課税世帯で、利用者負担の階層が、負担第1段階～第3段階と認定された方は低額利用料が適用されます。 ※ 詳しくは各区長寿保健課へお問い合わせ下さい。

○社会福祉法人軽減制度による軽減

市民税非課税世帯で、次の要件の全てを満たす方で浜松市が生計困難な者と認定された方は利用料金が25%減額されます。

- (ア) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員1人増える毎に50万円を加算した額以下であること
- (イ) 預貯金等が単身世帯で350万円、世帯員が1人増える毎に100万円を加算した額以下であること
- (ウ) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- (エ) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (オ) 介護保険料を滞納していないこと

※ 詳しくは各区長寿保健課へお問い合わせ下さい。

第三長上苑入所 利用者負担額（1割負担 概算）

	介護保険			居住費 2250円/日	食費 1520円/日	おやつ 60円/日	日用品費 200円/日	月額合計	1日あたり 日額合計
	基本	加算	計						
要介護1	19,651	4,901	24,552	67,500	45,600	1,800	6,000	145,452	4,848
要介護2	21,720	5,128	26,848	67,500	45,600	1,800	6,000	147,748	4,925
要介護3	23,941	5,372	29,313	67,500	45,600	1,800	6,000	150,213	5,007
要介護4	26,070	5,607	31,677	67,500	45,600	1,800	6,000	152,577	5,086
要介護5	28,139	5,833	33,972	67,500	45,600	1,800	6,000	154,872	5,162

加算項目；精神科医師、看護体制、栄養マネジメント

日常生活継続支援／サービス提供体制強化 ※ 表示金額は日常生活継続支援加算時

口腔機能維持管理体制、口腔機能維持管理、褥瘡マネジメント

処遇改善(8.3%)、特定処遇改善(2.7%)

※以下の利用料負担軽減措置があります。

○特定入所者介護サービス費による軽減

市民税非課税世帯で、利用者負担の階層が、負担第1段階～第3段階と認定された方は低額利用料が適用されます。 ※ 詳しくは各区長寿保健課へお問い合わせ下さい。

○社会福祉法人軽減制度による軽減

市民税非課税世帯で、次の要件の全てを満たす方で浜松市が生計困難な者と認定された方は利用料金が25%減額されます。

- (ア) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員1人増える毎に50万円を加算した額以下であること
- (イ) 預貯金等が単身世帯で350万円、世帯員が1人増える毎に100万円を加算した額以下であること
- (ウ) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- (エ) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (オ) 介護保険料を滞納していないこと

※ 詳しくは各区長寿保健課へお問い合わせ下さい。